

モーリシャス座礁事故への調査団派遣について

2020年7月25日（現地時間）にインド洋のモーリシャス共和国沖で発生した、日本商船隊のばら積み貨物船WAKASHIO乗揚事故の調査のため、運輸安全委員会では同年9月、事務局にモーリシャス座礁事故調査本部を設置し、海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づいた、初めてとなる外国の領海における外国船籍船の事故を対象とした調査団を、モーリシャス共和国に派遣し、関係国と連携した国際調査協力体制の構築を推進しました。

調査概要は以下のとおり。

貨物船WAKASHIO乗揚事故

船舶の概要

船種船名：貨物船WAKASHIO

総トン数等：101,932トン，船舶長 299.95m

船籍国：パナマ共和国

事故の概要

貨物船WAKASHIOは、モーリシャス島南東方沖で現地時間7月25日19時25分頃に乗揚げ、その後、船体が破損し、燃料の重油が海上に流出した。

調査の経緯，概要

7月25日 乗揚事故発生

8月6日 油流出

9月20日 WAKASHIOの旗国であるパナマ共和国及び沿岸国であるモーリシャス共和国から、日本が海上安全調査国になることについて了承が得られ、調査団をモーリシャス共和国に派遣。隔離期間を含めて約1か月滞在し、WAKASHIOの乗組員からの口述聴取、船体の調査、モーリシャス共和国政府の関係機関（ブルーエコノミー省、環境省、沿岸警備隊）、サルベージ会社等の関係者に対する調査を実施。

10月22日 調査団が帰国。



モーリシャス座礁事故調査団
（赤羽国土交通大臣から派遣される
調査団に対する激励）



乗揚げ後の船体（現地調査）